

東京都肝疾患診療連携拠点病院事業実施要領

22 福保保疾 1943 号

平成 23 年 3 月 31 日

一部改正 平成 28 年 7 月 28 日 28 福保保疾第 618 号

一部改正 平成 29 年 3 月 30 日 28 福保保疾第 2427 号

一部改正 令和 5 年 6 月 20 日 5 福保保疾第 485 号

(目的)

第 1 この要領は、東京都肝炎診療ネットワーク事業実施要綱（平成 19 年 7 月 10 日付 19 福保保疾第 604 号。以下「ネットワーク要綱」という。）第 5 に基づき東京都知事が指定した東京都肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）が実施する事業について必要な事項を定める。

(実施主体)

第 2 事業の実施主体は東京都とし、都内の拠点病院に委託して実施するものとする。

(事業内容)

第 3 この要領に基づき実施する事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 肝疾患相談支援

肝炎患者等及びその家族からの相談等に対応するために、拠点病院内に肝疾患相談センターを設置し、電話及び面談による相談を行う。

また、地域の医療機関等からの相談についても対応する。

(2) 情報提供

ウイルス性肝炎等に関し各種情報を収集し、肝炎患者等及びその家族並びに医療機関等を対象にホームページ等を通じて情報提供を行う。

(3) 拠点病院等連絡協議会の開催

ネットワーク要綱第 5 に規定する幹事医療機関代表の出席のもと、都内の肝炎等治療及び拠点病院の事業について協議する場を設ける。

(4) 地域連携パスの運用

C 型肝炎ウイルス検査の陽性者を確実に肝臓専門医療機関への受診につなげるとともに、治療後も定期的な観察を続け肝がん発生の早期診断・治療につなげるため、地域連携パスを運用する。

(5) その他、この事業に関し、保健医療局長が必要と認める事項

(経費の負担)

第 4 第 2 に基づき事業を受託した者が、この要領に基づき実施する事業に要する経費については、別に都と受託者との間で締結する契約に基づき、予算の範囲内で支払うものとする。

(委任)

第 5 本事業の実施について、本要領に定めのない事項については、別途定める。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日付決定 22 福保保疾第 1943 号）

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成２８年７月２８日付決定２８福保保疾第６１８号）
この要領は、平成２８年７月２８日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則（平成２９年３月３０日付決定２８福保保疾第２４２７号）
この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（令和５年６月２０日付決定５福保保疾第４８５号）
この要領は、令和５年７月１日から施行する。